

一般財団法人海洋化学研究所 平成25年度事業報告書

I 法人の概況

1. 設立年月日

昭和 21 年 4 月 4 日 財団法人海洋化学研究所(文部省所管)設立

平成 24 年 4 月 1 日 一般財団法人海洋化学研究所へ移行

2. 定款に定める目的

第3条 本法人は、海洋化学に関する研究、助成及び奨励をなし、その発達を図ることを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

第4条 本法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

(1)海洋化学に関する研究並びに調査

(2)海洋化学に関する研究者の養成

(3)海洋化学に関する知識の普及

(4)前各号に関する講演会の開催及び出版に関する事業

(5)海洋化学に関する研究者若しくは団体に対し研究資金の交付

(6)顧問及び賛助会員相互の支援、交流、連絡、その他、共通する利益を図る活動

(7)その他第3条の目的を達するために必要なる事項

4. 所管官庁に関する事項

京都府

5. 会員の状況

会員数(平成 25 年 11 月 1 日現在)

個人会員 124 名, 学生会員 5 名, 法人会員 7 社

6. 主たる事務所

〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄官有地 京都大学化学研究所内

TEL 0774-38-3100, FAX 0774-38-3099

7. 役員等に関する事項(平成 26 年 3 月 31 日現在)

役職	名前	常勤・非常勤の別	現職
評議員	藤永 太一郎	非常勤	
評議員	左右田 健次	非常勤	
評議員	伊藤 光昌	非常勤	(株)ハーモニック・ドライブ・システムズ代表取締役会長
評議員(所長)	中西 正己	非常勤	
理事	大島 徳博	非常勤	公認会計士
理事	木場 靖夫	非常勤	(株)ハーモニック・ドライブ・システムズ常勤監査役
理事(副所長)	堀 智孝	非常勤	
代表理事(副所長)	宗林 由樹		京都大学化学研究所教授
理事	中口 譲	非常勤	近畿大学理工学部教授
監事	向井 浩	非常勤	京都教育大学理学科教授
監事	則末 和宏	非常勤	新潟大学理学部自然環境科学科准教授

II 事業の状況

1. 講演会の開催

1.1. 第33回石橋雅義先生記念講演会

平成25年4月27日(土)午後1時～午後5時, 京都大学百周年時計台記念館にて開催. 共催日本分析化学会近畿支部. 演題, 講演者は以下の通り.

- 講演「北部北太平洋時系列観測点から見る海洋の二酸化炭素問題」 海洋研究開発機構むつ研究所長 渡邊修一
- 第28回海洋化学学術賞受賞記念講演「海洋の生物地球化学システムの過去から現在にまつわる諸現象の解明」 海洋研究開発機構プログラムディレクター 大河内直彦
- 第28回海洋化学学術賞受賞記念講演「親生物元素から解読する海洋物質循環に関する研究」 東海大学海洋学部教授 加藤義久

1.2. 67周年秋季講演会

平成25年11月9日(土)午後1時30分～午後4時30分, 京都大学楽友会館にて開催. 演題, 講演者は以下の通り.

- 講演「二酸化炭素回収・貯留(CCS)と海洋化学の関わり」 九州大学カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所准教授 下島公紀
- 講演「海洋の基礎生産を支える鉄の挙動とその起源」 北海道大学大学院水産科学研究院教授 久万健志

2. 海洋化学学術賞

平成25年度第28回海洋化学学術賞を海洋研究開発機構プログラムディレクター大河内直彦氏ならびに東海大学海洋学部教授加藤義久に授与.

3. 出版・広報


- 研究所報「海洋化学研究」第26巻1号, 2号を刊行
- ホームページを公開 <http://www.oceanochemistry.org/>

監査報告書

平成 26 年 4 月 4 日

一般財団法人 海洋化学研究所
代表理事 宗林由樹 殿

監事 向井 浩 

監事 貝里末和宏 

私たち監事は、一般財団法人海洋化学研究所の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの事業報告、計算書類、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、それらの附属明細書、及び公益目的支出計画実施報告書、並びに、理事等の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事等と意思尊重を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等から職務の執行状況等について報告を受け、また、随時説明を求め、会計帳簿、会計書類、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。さらに、当事業年度に係る当一般財団法人の事業報告、計算書類及びその附属明細書、財産目録等並びに公益目的支出計画実施報告書について監査を実施した。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当一般財団法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類、その附属明細書、財産目録等及び公益目的支出計画実施報告書の監査結果

- ① 貸借対照表、正味財産増減計算書、それらの附属明細書及び財産目録は、法令及び定款に従い、当一般財団法人の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- ② 公益目的支出計画実施報告書は法令及び定款に従い、当一般財団法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認める。

以上